

一般社団法人 山口県測量設計業協会倫理要綱

本会の会員は、測量業の持つ使命と職責の重大性に鑑み、信義にもとづいて職務の遂行にあたり、職業上の地位の向上並びに社会的評価の向上に努めなければならない。そのため次の事項を遵守するものとする。

1. 品位の向上

会員は、山口県測量設計業協会並びに会員の社会的地位向上のためその名誉を重んじなければならない。

2. 技術の権威の保持

会員は、常に技術の向上に努め、依頼者に対し技術的信念のもとに業務の遂行にあたらなければならない。

3. 公正の維持

会員は、測量業務の公正性に鑑み、常に厳正中立の立場に立って業務を行い、公正を欠く事のないよう特段の注意を払わなければならない。

4. 秘密の保持

会員は、依頼者より受けた業務について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

5. 不当競争の禁止

会員は、業務の受注にあたり、不当な競争をしてはならない。

6. 相互協力

会員は、業務の遂行にあたり、その必要を認めた時は会員相互間の技術提携あるいは他の専門家の協力を求めるよう努めなければならない。

7. 法令等の遵守、名誉保持の義務

会員は、法令、本会の定款、規則、規程その他の定めを遵守し、直接間接を問わず、自己又は他の構成員若しくは会員、及び本会の名誉又は信用を傷つけるような行為をしてはならない。